別記様式第十号の五（第二十一条の二関係）



別記様式第十号の六（第二十一条の二関係）



（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　申請の手続	第三章　申請の手続
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　専用利用権に関する手続（第二十六条・第二十七条）	第二節　専用利用権及び通常利用権に関する手続（第二十六条・第二十七条）
第三節―第六節　（略）	第三節―第六節　（略）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（仮登録）	（仮登録）
第一条　仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。	**第一条**　仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。
一　（略）	一　（略）
二　育成者権若しくは専用利用権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。	二　育成者権、専用利用権若しくは通常利用権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。
（品種登録簿の記録）	（品種登録簿の記録）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　表示部には、育成者権の表示をし、育成者権の効力が及ばない範囲の特例に関する事項を記録しなければならない。	2　表示部には、育成者権の表示をしなければならない。
3～6　（略）	3～6　（略）
7　利用権等記録部には、専用利用権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。	7　利用権等記録部には、専用利用権及び通常利用権並びにこれらを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。
8・9　（略）	8・9　（略）